

「COTOHA Call Center サービス」契約約款 【現改比較表】 2023年2月1日現在

～2023年1月31日	2023年2月1日～
<p>附 則（令和3年7月9日 A P S 1サ第 00804276号）</p> <p>（実施期日）</p> <p>この約款は、令和3年7月15日から、実施します。</p> <p>（経過措置）</p> <p>当社は、令和3年7月15日から令和3年8月31日までの間に、本サービスの申込みを当社が承諾した先着300の申込み及び1契約につき5IDまでの利用について、次に掲げるとおり適用します。</p> <p>（1）本サービスの提供を開始した日を含む料金月および翌料金月について、料金表第1表第2（利用額）2-1（基本料）及び2-2（加算料）に規定する額にかかわらず、これを適用しません。</p> <p>附 則（令和3年11月8日 A P S 1サ第 00845571号）</p> <p>この改正規定は、令和3年12月10日から、実施します。</p> <p>附 則（令和3年12月20日 A P S 1サ第 00861314号）</p> <p>この改正規定は、令和3年12月27日から、実施します。</p> <p>附 則（令和4年8月22日 C A S 3サ第 00953082号）</p> <p>この改正規定は、令和4年8月26日から、実施します。</p> <p>附 則（令和4年12月22日 C A S 企第 00998891号）</p> <p>この改正規定は、令和4年12月27日から、実施します。</p> <p>附 則（令和4年12月22日 C A S 企第 00998891号）</p> <p>この改正規定は、令和5年1月1日から、実施します。</p>	略

附 則（令和5年1月27日 C A S 3サ第01009631号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和5年2月1日から実施します。

（経過措置）

2 当社は、令和5年2月1日から令和5年5月31日までの間に、本サービスの申込みを当社が承諾した先着300の申込みについて、次に掲げるとおり適用します。

(1) 本サービスの提供を開始した日を含む料金月および翌料金月について、料金表第1表第1（利用料金）

2（料金額）2-1（基本料）に規定する額にかかわらず、基本料を適用しません。

(2) 本サービスの提供を開始した日を含む料金月および翌料金月について、料金表第1表第1（利用料金）

2（料金額）2-2（加算料）に規定する額のうちAIオペレーター機能利用料を除く合計額が1料金月あたり3万円（税抜価格）までのときは、加算料（AIオペレーター機能利用料を除きます。）を適用しません。この場合において、1料金月あたり3万円（税抜価格）を超えるときは、3万円を減額して適用します。

(3) 本サービスの提供を開始した日を含む料金月および翌料金月について、料金表第1表第1（利用料金）

2（料金額）2-2（加算料）に規定する額にかかわらず、AIオペレーター機能利用料を適用しません。